

食品衛生情報 ふくおか

発行所
公益社団法人 福岡県食品衛生協会
電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613
e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp

平成29年8月28日(月) 平成29年度第5号
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17
トーカン博多第5ビル 705号
ホームページ: <http://www.fukuokaken-shokkyou.jp>

～7月理事会の概要について～

去る7月25日(火)にホテルレガロ福岡において、第2回理事会を開催しましたので、その概要を報告します。

議事は、報告事項として、「①平成29年度食品衛生指導員ブロック別第一次研修会の開催について」、「②食品衛生月間の取組について」、「③平成29年度定時社員総会の開催結果及び役員の登記について」、「④平成29年度食品衛生指導員部会役員会の開催結果について」、「⑤今後の事業計画について」、「⑥福岡県「あんしんフード君」推進報奨制度について」、「⑦カレンダーの作成等について」でした。

特に食品衛生指導員研修会については、事務局から今年度の研修は、「HACCPの考え方に基づく衛生管理」を中心に実施することとし、併せて指導員体験発表の福岡県代表選考会を行うとの説明があり、異議なく了承されました。

また、「あんしんフード君」への加入推進を目的に2つの報奨制度を創設したので、加入促進に努めてもらいたいとの説明がありました。

なお、その他の議事として、「①平成29年7月九州北部豪雨に伴う会費の減免について」、「②指導員巡回指導活動状況について」、「③HACCP講習会について」が話し合われました。

～平成29年度食品衛生指導員

ブロック別第一次研修会について～

食品衛生指導員研修会については、今年度から当面の間、「HACCPの考え方に基づく衛生管理」をテーマとしますが、今回の研修は、今後、「HACCPの考え方に基づく衛生管理」がスムーズに導入できるよう、その前段階として位置づけられる「食の安心・安全・五つ星事業」について行います。

併せて、食品衛生指導員体験発表の各ブロックの代表者を選考しますので、多くの食品衛生指導員の参加をお願いします。

開催日時・会場

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (1) 9月4日(月) (筑豊ブロック) | 行橋商工会議所(行橋市中央1-9-50) |
| (2) 9月12日(火) (福岡ブロック) | クローバープラザ(春日市原町3-1-7) |
| (3) 9月26日(火) (筑後ブロック) | 久留米シティプラザ(久留米市六ツ門町8-1) |
- いずれも13時30分から

～ あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

共済金支払い事例(第2回) ～

○カンピロバクターによる食中毒事件の支払い事例

(出典:食と健康 2017年1月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
				休業掛金			
カンピロ バクター	平成28年6月11日	愛知県 衣浦東部	飲食店	19,400	提供した鶏のたたきによる食中 毒。費用補償にて消毒費用及び 飲食代の返金費用が支払われ た。	1名	損害賠償金: 175,720円 休業補償特約: 87,948円 特別費用: 26,367円 消毒費用: 129,168円 生産物自体の損害: 17,720円 合計: 436,923円
				900			

提供した鶏のたたきにより5人が発症し、損害賠償金、3日間の営業停止となったことによる休業中の営業損失と併せ、消毒費用、提供した飲食代金の返金(生産物自体の損害)の合計436,923円が支払われました。

例年、カンピロバクターは、ノロウイルス、アニサキスとともに食中毒発生件数の上位を占めており、細菌性食中毒の中では、事件数・患者数ともに最多です。

○「あんしんフード君」だけが対応している費用補償「被害者治療費等」による支払い事例

(出典:食と健康 2017年3月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
被害者 治療費等	平成28年10月8日	京都府 亀岡	飲食店	9,000	店内のトイレ出入口の段差で、 客が転倒して負傷した。施設に 瑕疵はなく、費用補償にて入院 見舞金が支払われた。	1名	被害者治療費等: 100,000円

来店客が店内の段差に足をとられて転倒し、負傷した事例です。原則として、「あんしんフード君」「食品営業賠償共済」は、共済期間中に発生した他人の身体の障害(又は、財物の滅失、破損もしくは汚損)について「法律上の損害賠償責任を負担」することによって被る損害に対して共済金が支払われます。

つまり、本事例のような客の不注意による事故は、加入者の責任とは言い難く、支払いの対象外となり得る事例です。しかし、「あんしんフード君」では、「被害者治療費等」により、このような場合にも死亡見舞金や入通院見舞金が支払われることがあります。

食中毒補償はもちろん!

業務上の過失による事故、施設の欠陥に起因する事故も補償!

お客さまからのお預かり品に関わる損害補償もついています!

だから……

あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

への加入をお勧めします。

詳しくは、<http://www.n-shokuei.jp/>でご確認ください